

令和7年度サービス管理責任者基礎研修・児童発達支援管理責任者基礎研修 開催要項

1. 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とします。

2. 実施主体 島根県（実施機関：島根県社会福祉協議会 島根県福祉人材センター）

3. 期日・定員・会場

| 期別 | 区分 | 会場 | 期日 | 開催場所 | 定員 |
|----|----|----|---------------------|------------------------------------|------|
| 前期 | 講義 | | eラーニングによる受講（約4.0時間） | 7月22日（火）～8月1日（金） | 108名 |
| 後期 | 演習 | 松江 | 8月6日（水）、7日（木） | いきいきプラザ島根 403研修室 松江市東津田町 1741-3 | 60名 |
| | | 浜田 | 8月21日（木）、22日（金） | いわみーる 401研修室 浜田市野原町 1826-1 | 48名 |

※後期は2会場（松江、浜田）の内、どちらかで受講していただけます。

※定員について・・・定員を超過した場合は、申込時の優先順位等を考慮して受講をお断りする場合があります。

4. 受講対象者 ※必ず別紙「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修受講要件確認表」にてご確認ください

(1) サービス管理責任者として従事しようとする者 下記①～③を全て満たし、全日程を受講できる者となります。

- ①指定障害者支援施設及び指定障害福祉サービス事業所のサービス管理責任者に配置予定の者
- ②「相談支援従事者初任者研修」修了者（「サービス管理責任者等資格に必要な6科目」修了者を含む）
- ③研修開始日においてサービス管理責任者基礎研修の受講要件となる実務経験年数を満たす者。（別紙参照）

(2) 児童発達支援管理責任者として従事しようとする者 下記①～③を全て満たし、全日程を受講できる者となります。

- ①指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業所の児童発達支援管理責任者に配置予定の者
- ②「相談支援従事者初任者研修」修了者（「サービス管理責任者等資格に必要な6科目」修了者を含む）
- ③研修開始日において児童発達支援管理責任者基礎研修の受講要件となる実務経験年数を満たす者。（別紙参照）

(3) 申込みは、県内事業所等に限り（ただし、現在他県にお住まいの方で、今後島根県内の事業所に従事される方は除く）。

(4) 後期演習に向けての事前課題作成が可能な者となります。

(※) サービス管理責任者…「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年9月29日付厚生労働省告示第544号）」

児童発達支援管理責任者…「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの（平成24年3月30日付厚生労働省告示第230号）」

注：平成31年度から新たにサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事するためには、基礎研修及び実践研修の修了が必須となりました。配置後は、定期的に更新研修を修了する必要があります。

5. 申込方法・受講決定・受講料

(1) 申込期間 **令和7年4月4日（金）9時から5月9日（金）13時まで受け付けます。**

※同一事業所において複数名申し込むことは可能です。**同一事業所内で優先順位**をつけてください。

※申込みは基本的に事業所を通しておこなってください（個人での申込はできません。）

- 申込期間中に「島根県福祉人材センターホームページ（<https://www.shimane-fjc.com/>）」にアクセスして、『研修受講サポートシステム』から申し込みをしてください。
- 期限を過ぎての受講申し込みは受け付けません。
- 『研修受講サポートシステム』の申し込み後、入力内容に不備がある場合は受講決定になりません。申込状態が「要件不備」となった方は要件不備の内容を確認のうえ、不明な点があればお問合せください。

(2) 添付書類

申込と併せ、下記(ア)～(エ)に従い各種書類をアップロードし、添付してください。

(ア)「相談支援従事者初任者研修」修了証書または受講証明書の写し

(イ)「実務経験証明書」(様式 1)

(ウ)「受講理由書」(様式 2) (申込時点で障害福祉サービス事業所・施設等に所属はしてないが就業予定がある方)

(エ) 保有資格の証明書類の写し (単位取得証明書、資格証、登録証、修了証明書、修了証書など)

※姓の変更がある方は公的証明書の写しも添付が必要

(3) 受講決定

①受講を決定した場合、締切後概ね 2 週間で「受講決定通知書」を送付します。また、受講をお断りする方には、その旨お知らせします。

②決定後の受講取消はご遠慮ください。やむを得ず受講を取り消される場合、振込期日までにご連絡頂いた場合のみ受講料を返金いたします。ただし、返金にかかる振込手数料はご負担頂きます。

※この受講決定は事業所等における配置要件を満たすことを確約するものではありません。実務経験が配置要件を満たすかについては、指定権限のある県または松江市におたずねください。

(4) 受講料

受講料 ひとり 3,000 円 (消費税非課税)

受講決定通知にあわせて受講料請求書を送付いたします。振込期日までに所定の方法により受講料をお振込みください。(振込手数料はご負担ください)

6. 事前課題・eラーニング ※詳細は受講決定者に個別に通知します。

事前課題の案内、eラーニングのパスワード等は受講料納入確認後、別途送付します。紛失された場合、再発行はできませんので各自大切に保管してください。(事前課題は島根県福祉人材センターホームページにも掲載します)

- eラーニングとは、自宅や職場のパソコン等インターネットを介して web サイト上の学習システムにログインし、動画を視聴して学習する方法です。
- eラーニングに必要なインターネット環境や動画再生・音声出力ができるパソコン等を受講者自身で用意していただくことになります。なお、パソコン等の操作方法や設定に関する質問についてはお受けできません。
- eラーニングの受講期間の延長はできません。期間中は、動画を繰り返し視聴できます。

7. 修了証書の交付等

(1) 定められた日程を修了された受講者には島根県知事名の修了証書を交付します。

(2) 地震、台風等やむを得ない事情以外の理由による遅刻は一切認めません。

※法人、施設等においては、受講者が全日程を受講できるよう調整等を行ってください。

(3) 欠席、遅刻、早退等により要件を満たさない場合や受講態度が著しく不良であると認められた場合、また内容を理解していないと判断された場合は、発行されない場合がありますのでご了承ください。

※詳細は別紙「研修受講にあたっての注意事項及び留意事項について」をご熟読ください。

8. 会場アクセス

松江会場 いきいきプラザ島根 松江市東津田町 1741-3

◎【バス】松江駅 1 番乗場 南循環外回り乗車⇒県合同庁舎前下車 (約 15 分)

浜田会場 いわみーる 浜田市野原町 1826-1

◎【バス】JR 浜田駅より 大学線乗車⇒いわみーる下車 (約 10 分)

9. 申込み・お問合せ先

社会福祉法人島根県社会福祉協議会 (島根県福祉人材センター)

〒690-0011 松江市東津田町 1741 番地 3 いきいきプラザ島根 2F 担当/足立・永瀬

TEL 0852-32-5975 FAX 0852-32-5956 <https://www.shimane-fjc.com/>

受講者の皆様に関する個人情報、研修の受講名簿・名札の作成、研修テキストや各種資料の送付、履修状況管理、研修終了後の履修証明書の発行等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。その管理については、島根県社会福祉協議会「個人情報保護規程」に基づき適切に行い、無断で第三者に提供することはありません。

令和7年度 サービス管理責任者基礎研修・児童発達支援管理責任者基礎研修 日程表

●前期 eラーニングによる受講 動画公開日<7/22(火)～8/1(金)>

| 科目 | 講師 |
|---------------------------------|---------|
| 【講義】サービス提供の基本的な考え方(1H) | 牛尾 慎司 氏 |
| 【講義】サービス提供のプロセス (1.5H) | 足立 祐輔 氏 |
| 【講義】サービス等利用計画等と個別支援計画の関係 (1.5H) | 夕永 哲也 氏 |

●後期【松江】8/6(水)、8/7(木) いきいきプラザ島根 403研修室 (松江市東津田町 1741-3) 【浜田】8/21(木)、8/22(金) いわみーる 401研修室 (浜田市野原町 1826-1)

| | 時間 | 科目 | 講師 |
|-------------|------------------------|------------------------------|--|
| 1 日 目 | 8:30～9:05 | 受付 | |
| | 9:05～9:15 | 開会 | |
| | 9:15～9:30 | 【講義】サービス管理責任者等研修の見直しについて | 島根県障がい福祉課 |
| | 9:30～10:30 | 【講義】個別支援計画作成のポイントと作成手順 | 岡田 浩一 氏 |
| | 10:40～16:10 ※昼食休憩あり | 【演習】個別支援計画の作成 | 【松江】岡田 浩一 氏 【浜田】長澤 紀彰 氏 |
| | 16:20～17:20 | 【演習】個別支援計画の作成実施状況の把握(モニタリング) | |
| 2 日 目 | 9:00～11:00 | および記録方法 | |
| | 11:10～12:10 | 【演習】まとめ | |
| | 12:10～13:10 | 昼食休憩 | |
| | 13:10～15:40 | 【講義】サービス提供事業所と利用者主体のアセスメント | 岡田 浩一 氏 三島 亜希子 氏 夕永 哲也 氏 足立 祐輔 氏 長澤 紀彰 氏 |
| | 15:40～15:50 | 事務連絡・閉会 | |

※時間配分はあくまで予定です。変更の可能性がありますのであらかじめご承知おきください。

◎サービス管理責任者の配置が必要なサービス

- 自立訓練(生活訓練)
- 自立訓練(機能訓練)
- 就労継続支援 B 型
- 生活介護
- 共同生活援助
- 就労移行支援
- 就労定着支援
- 施設入所支援
- 自立生活援助
- 就労継続支援 A 型
- 療養介護

※居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・短期入所・重度障害者包括支援は該当しません。

◎児童発達支援管理責任者の配置が必要なサービス

- 児童発達支援
- 福祉型障害児入所施設
- 放課後等デイサービス
- 医療型障害児入所施設
- 保育所等訪問支援
- 居宅訪問型児童発達支援

eラーニングのイメージ

◆必要動作環境

インターネット環境、メールアドレス、動画視聴が可能なパソコン・タブレット・スマートフォン等が必要です。
動画は転送量が大きいため、モバイル通信ではなくWi-Fi環境でのご利用を推奨します。

◆ログイン方法



① 島根県福祉人材センターの
トップページから「eラーニン
グサポートページ」を開きま
す。



② eラーニング受講をクリックし
ます。



③ ログインIDとパスワードを入
力すると学習画面が表示さ
れます。